

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、阿部治夫前監査委員が実施しました。

平成28年6月29日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	戸	田	由紀子

平成 27 年 度

財政援助団体等監査報告書

四街道市商工会

四街道市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

四街道市商工会

第3 監査の範囲

平成26年度、27年度における補助金交付対象経費に係る事業

第4 監査の実施日

平成28年1月27日

第5 監査の場所

四街道市商工会

第6 監査の方法

補助金に係る出納及びその他の事務について関係書帳簿類等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

第7 監査の結果

補助金に係る出納及びその他の事務については、特に指摘すべき事項は認められなかった。今後とも市と連携を図り、会員の一層の確保等により組織率の向上を図られたい。